

(様式1)

令和7年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(事業者名)

(代表者職氏名)

(担当者氏名)

(電話番号)

令和7年度千葉県福祉サービス第三者評価調査員等研修業務に係る企画提案書の提出について

令和7年度千葉県福祉サービス第三者評価調査員等研修業務に係る企画提案書を、下記のとおり提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、及び提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式1～4（本紙を含む）
- 2 登記簿謄本（交付から3カ月以内、写し可）
- 3 定款又は寄付行為
- 4 直近の事業報告書、決算報告書及び当年支出予算のわかる書類

(様式2)

応募事業者に関する調書

法人について	法人名			
	法人住所			
	代表者氏名			
	設立年月日	年 月 日	当年支出予算	千円
	前年收入決算	千円	前年支出決算	千円
	従業員数	人（うち常勤 人、うち指導者研修受講者 人）		
	法人の 沿革、概要			
	主な 事業内容			
	評価機関とし での認証等	第三者評価	年 月 日健指第 号	
	外部評価	年 月 日健指第 号		
研修事務局について	住 所			
	部署名			
	電 話		F A X	
	メール			
	対応日	日／週（午前 時 分 ～ 午後 時 分）		
	責任者氏名			
	補助者	人（うち専従 人 兼務 人）		
類似の研修実績 （委託団体は問わ ず直近3年以内、別 紙も可）	〇〇研修（令和〇年度 千葉県〇〇課 委託額〇〇円） 〇〇研修（令和〇年度 A県〇〇課 委託額〇〇円） 〇〇研修（令和〇年度 B市〇〇課 委託額〇〇円） 〇〇研修（令和〇年度 C株式会社 委託額〇〇円）			

※ 前年決算が確定していない場合は、前々年決算を使用できる。

※ 【収入】売上高 【支出】売上原価＋販売費及び一般管理費

(様式3)

所要経費の積算に関する調書

(単位：円)

区分	費 目	金 額	備 考
支出	人件費		日額〇〇円×日数
	報償費		講師謝金 〇〇円×〇時間
	旅 費		〇〇円×人(延べ)
	需用費		資料代〇〇円×人、消耗品など
	使用料		会場使用料 〇〇円×日数
	役務費		振込手数料、郵便代、電話代など
	合 計		
収入	受講料 合計		養成研修(定員30名程度)
			Aコース(6日) 見込〇人 受講料 うち資料代 円
			Bコース(5日) 見込〇人 受講料 うち資料代 円
			Cコース(1日) 見込〇人 受講料 うち資料代 円
			Dコース(1日) 見込〇人 受講料 うち資料代 円
見積 金額	支出と 収入の差		継続研修(定員40名程度×2回)
			見込〇人 受講料 うち資料代
			①
			②
見積 金額	消費税		①+②
見積 金額	受託料		

- (1) 支出については、例示以外の費目や細目を設けても差し支えない。
- (2) 「単価×数量」等、積算金額の根拠がわかるように記載すること。
- (3) 仕様書に基づきコース等を設定し、支出及び受講料を定めること。
- (4) 受講料は、資料(テキスト)代を明示すること。

(様式4)

企画提案の内容に関する調書

1 講師について

講師予定者	略歴及び現職	選任理由	担当	
			研修	科目番号
			養成	
			継続	
			外部	
			養成	
			継続	
			外部	
			養成	
			継続	
			外部	
			養成	
			継続	
			外部	
			養成	
			継続	
			外部	

※【養成】福祉サービス第三者評価調査員養成研修

【継続】福祉サービス第三者評価調査員継続研修

【外部】地域密着型サービス外部評価調査員養成研修

【科目番号】各研修のカリキュラムを定めた仕様書における科目番号

※不足する場合は適宜、用紙を足すこと。

2 実習・演習について

研修名	県の定める目的	実施方法及び内容
福祉サービス 第三者評価調査員 養成研修	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うこと によって具体的な第三者評価の方法・技術を習 得する。（模擬実習に替えることができる。）	
	上記の内容を受けて、第三者評価結果のとりま とめについて具体的な手法を習得する。	
福祉サービス 第三者評価調査員 継続研修	実際の評価調査員としての取組みをふり返し、 他の事例を踏まえながらより良い第三者評価 活動を行うための技術や、視点を習得する。	

3 独自カリキュラムについて（設定する場合のみ）

研修名	目的	所要時間、実施方法及び内容
講師名	略歴及び現職	選任理由

※不足する場合は適宜、用紙を足すこと。

※独自カリキュラムを設定しない場合には、設定しない理由を別紙として記載すること。